

令和3年度事業計画書



社会福祉法人キリスト教児童福祉会

児童養護施設 広安愛児園

〒861-2234 熊本県上益城郡益城町古閑73

TEL (096) 368-2015

FAX (096) 367-5503

令和3年度 事業計画書

1. 基本理念

「神の家族」というキリスト教精神に基づくホーム（ユニット）制による異年齢、男女一緒の家庭的養護をとおして、「共に生きる」「役に立つ心豊かな人」を目指した自立支援を行う。

※「共に生きる」

皆で力を合わせて支え合いながら生きていくということ。

「役に立つ心豊かな人」

気が利いて何でも率先してホームの手伝いをし、周りの人へ気配りができる人。

2. 基本方針

(1) 施設運営

- ① 小舎制養護による家庭的養育
- ② 地域に開かれた施設運営
- ③ 社会的資源としての有為な人材の積極的活用
- ④ 就業規則遵守の徹底的取り組み
- ⑤ 法人基本理念の啓発

(2) 児童支援

- ① 児童の基本的人権の尊重
- ② 児童と心のケアをとおして心身の健全育成
- ③ 児童の社会的自立の援助

(3) 職員育成

- ① 専門性の向上
 - (ア) 基礎知識（児童憲章、児童権利宣言、園の歴史、就業規則等）の習得
 - (イ) 専門知識・技術（社会福祉法、児童福祉法、児童福祉最低基準、児童福祉援助技術等）の習得
 - (ウ) 職業倫理（児童の権利擁護、施設内虐待の根絶、守秘義務等）の確立
特に児童の権利擁護と施設内虐待については複数回の研修実施予定
- ② 福祉サービスの向上
 - (ア) 福祉サービスの通常業務に精通し、日常の定型業務を自主的に遂行する。
 - (イ) チームワークを重視し、組織的・効率的な業務遂行に努める。
 - (ウ) 報告・連絡・相談の徹底並びに助言・支援を活発に行う。
 - (エ) 聖書に基づく「人間観・福祉観」を学習し実践する。

3. 重点目標

(1) 児童の生命・安全を守る。

- ① 園内事故、交通事故等の防止
- ② 新型コロナウイルス、食中毒及び感染症の徹底予防
- ③ 施設内虐待等不適切行為の根絶
- ④ 幼稚園、学校、児相、病院、警察等関係機関との連携強化

(2) 児童支援の向上

- ① 個々の問題に応じた支援の徹底
- ② 職員間の連携強化と組織的業務の推進

- ③ 地域小規模児童養護施設のより家庭的な運営
- (3) 榎ホームの改築整備（自己資金：約2千万円）
令和2年10月21日付け子家福第402号で、地域小規模児童養護施設「榎ホーム」の国庫補助金の交付が決定した。9月より着工し、令和3年3月末には竣工引き渡し予定。
- (4) 新しい社会的養育ビジョンの取組
平成29年3月、新しい社会的養育ビジョンが厚生労働省より示された。児童福祉の現場に求められているのは小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化、機能転換である。
- 【地域分散化・高機能化】
- ①小規模かつ地域分散化された施設における、ケアニーズが高い子どもの養育支援体制の充実
- ②小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合におけるケアニーズの非常に高い子どもの養育体制の充実
- 【多機能化・機能転換】
- ①入所している子どもの早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託の推進
- ②一時保護委託の受入体制の整備
- ③一時保護専用施設（八代ナザレ園受諾）
- ④養子縁組の支援
- ⑤フォスタリング機関（慈愛園乳児ホーム、熊本乳児院、優里の会受託済）
- ⑥児童家庭支援センター（上益城地区の公募があれば早急に名乗りを上げたい）
- ⑦特定妊婦の支援強化（産前・産後母子支援事業）
- ⑧市町村委託事業
- 10年単位の長期計画でひとつひとつクリアしていきたい。先ず(3)の榎ホームの施設整備が完了予定なので、園内で運営している小規模グループケア2ヶ所～3ヶ所を敷地外の地域分散で運営できるよう施設整備を進めていくことと、更なる小規模化で本体施設（1ユニットの児童定数4名×4ユニット）を8年後を目処に進めていきたい。
- (5) 行事の見直し（コロナ禍を含めて）
令和2年度はコロナ禍により、全ての行事を中止した。次年度以降の先行きは不透明であるが、一昨年同様不要な行事は見直ししながら、できるだけ家庭的な外出等の行事を実施していきたい。
- (6) チーム運営の継続と強化
令和2年度よりホームのチーム運営を開始した。令和3年度も2～3ホームでチームを組み、自分の担当ホーム以外のホームに入る。これは決して監視するという意味ではなく、他ホームからの新しい風を取り入れ、風通しをよくすることを目的とするものである。令和2年度は、当初考えていたほどの実績を上げることができなかったため、具体的なシステムを構築し強化していきたい。
- (7) ハラスメント及び施設内虐待の防止徹底
昨年は職員から児童への虐待事案が発生し、園が大いに揺れた1年でもあった。熊本県子ども家庭福祉課からも厳しい指導を受けており、改めて原点に立ち返り、全職員の意識徹底をはかり、児童の権利擁護研修、虐待防止研修など積極的に行い、二度とこのような事態が発生しないように努めたい。

4. 児童・職員

(1) 児童定数52名（本園：40名、地域小規模：12名）

令和3年4月1日現在

	幼 児	小学生	中学生	高校生	合 計
男 子	3	8	2	4	17
女 子	2	8	6	9	25
合 計	5	16	8	13	42

(2) 職員

令和3年4月1日現在

職 種	施 設 長	事 務	栄 養 士	保 育 士	指 導 員	心 理 士	看 護 師	F S W	里 S W	職 業 指	調 理 員	嘱 託 医			合 計
常 勤	1	1	1	17	11	1	1	1	1	1					36
非常勤				2							4	1			7
合 計	1	1	1	19	11	1	1	1	1	1	4	1			43